

南摩小学校 いじめ防止基本方針

鹿沼市立南摩小学校

- ◆本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、南摩小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの定義

いじめとは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本姿勢

すべての教職員が

- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ・ いじめはいじめる側が悪い
- ・ どの子どもにも、どの学校においても起こり得る

ということを強く認識し、

保護者、地域住民、関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときには、早期対応、早期解消のために、適切かつ迅速に対応し、いじめのない安心で安全な学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組んでいく。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止等の対策のための校内組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、本校のいじめ対策の中心組織として、学校としての方針や計画を立案するとともに、いじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）が発生した場合は、解決に向けて組織的に対応する。また、日常的には、週に1回開催する「児童に関する共通理解」の場で、児童の変容や実態の把握に努めながら「いじめの起こらない安全安心な学校づくり」に向けて、教職員全員で、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。

＜いじめ対策委員メンバー＞

校長 教頭 教務主任 児童指導主任 学習指導主任 養護教諭
教育相談担当 特別支援教育担当 学級担任 関係職員
(スクールカウンセラー)

* 必要な場合は、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スーパーアドバイザー等）を加える。

4 学校におけるいじめ未然防止に関する取組

(1) 学校経営方針

学校経営方針の中に、「児童の生命や人権が守られる安心・安全な学校づくりの推進」「児童一人一人に寄り添い、それぞれの良さや可能性を伸ばしていくために、保護者や地域と協働しながら最善を尽くす信頼される学校づくりの推進」を掲げ、学校全体・保護者・地域とでいじめの未然防止に最善を尽くす。

(2) 学業指導の充実

- ① 児童が納得してルールを守る指導に努め、定着を図る。
- ② どの子どもも安心して生き生きと学べる親和的な学級集団づくりに努め、違いを大切にしながら、一人一人の実態に配慮した授業を実施する。
- ③ あいさつや言葉遣い、言葉かけなどの仕方について児童と共に考え、豊かな人間関係づくりに努める。

(3) 道德教育の充実

- ① 「正しいと判断したことを進んで行う子どもの育成」「相手のことを思いやり、親切にできる子どもの育成」「誰に対しても分け隔てなく、公正公平な態度で接する子どもの育成」を重点目標とし、教育活動全体を通して道德教育の充実に努める。
- ② 人としてしてはならないこと、すべきことを教え、よりよく生きるための基盤となる道德性を育成する。（*「とちぎの子どもたちへの教え」の活用）

- (4) 学級経営の充実

安心して生き生きと学べる親和的な学級集団づくりを基本とし、互いの良さを成長を認め合える学級集団づくり、学び合い互いを高めていける学級集団づくりに努め、児童の自発的な活動を重視しながら、学級経営の充実に努める。
- (5) 特別活動の充実

特別活動のめあてや特別活動を通して育てたい資質・能力を明確にし、集団の中での生活や人間関係をよりよく形成するための力を身に付けられるよう活動の充実に努める。
- (6) 人権教育の充実
 - ①豊かな人間性や自尊感情を育成し、人権の大切さを理解し、差別のない望ましい人間関係を醸成することに努める態度を育成する。
 - ②互いの良さを認め合い、理解し合う活動、振り返りを充実させ、互いを尊重し合える人間関係作りに努める。
 - ③人権週間などの取り組みを充実させ、保護者と連携した人権教育を実施する。
- (7) インクルーシブ教育の実現に向けた取り組み

学校課題として取り上げ、全職員で研究・実践を行うと共に、特別支援教育についての理解を深め、一人一人の児童に合った教育の実践に努める。
- (8) 保護者、地域との連携
 - ①保護者との情報交換の場を定期的に設ける。
(家庭訪問・学級懇談会・個人懇談等)
 - ②いじめ窓口を設置し、窓口(教頭)について、年度初めに保護者に周知する。
 - ③SC来校日などを保護者に周知し、多様な相談方法を提示する。
 - ④人権週間の取り組みや人権教育だよりなどを通して、保護者と連携を図った人権教育に取り組む。
- (9) 情報モラル教育の実践
 - ①道徳の時間や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。
 - ②児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
 - ③関係機関との連携を図ながら、保護者との連携を図った指導を実施する。
- (10) 教職員の人権感覚の意識の高揚及び指導力の向上
 - ①全教職員対象の校内研修会を実施する。
 - ②校内体制のチェックを実施し、指導の取組や指導体制を見直し、改善を図る。

5 学校におけるいじめの早期発見・早期対応に関する取組

- (1) 早期発見対策
 - ①児童の見守りと信頼関係の構築

ア児童の様子を観察し、小さなサインも見逃さないようにする。
イ児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
 - ②情報交換による情報の共有

週1回の「児童に関する情報共有の場」、職員会議での情報交換を定期的に実施し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
 - ③アンケートの実施

ア集団を把握するための調査と分析(担任)…Q Uの実施と分析(2回)
イいじめに関する児童アンケートの実施(学期に1回)
ウ「よろしく願いシート」による児童の要望調査
 - ④教育相談の充実

ア定期教育相談週間を年間2回実施する。
イ児童が気軽に相談できる体制を整備し、様々な悩みに適切対応して、児童が安心して学校生活を送れるように配慮する。
 - ⑤家庭との連携

ア保護者には、家庭においても児童の些細な変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう呼びかけておく。
イ家庭への連絡など日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

(2) 早期対応

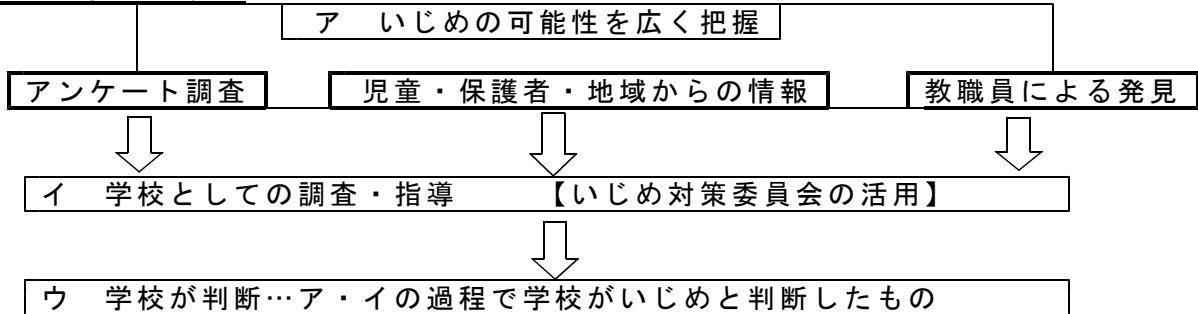
① いじめ認知時の対応

【随時開催】

＜事実確認の把握＞

- ・ 児童からの情報収集（本人・周囲）
- ・ 関係児童への事実の確認
- ・ 緊急アンケートからの情報収集
- ・ 担任を中心とした関係教職員による情報交換の実施
- ・ 保護者への連絡（家庭訪問・電話等）

※ いじめ認知の流れ



＜対応の流れ＞

1 調査方針・分担等の決定

- ① 目的を明確にする。
- ② 行動の優先順位を決める。
- ③ いつまでに誰が何をするか、明らかにする。

調査

事実関係の把握

2 指導方針の決定、指導体制の確立

- 指導、支援の対象と手立てを明確にする。
- ・ 学年、学級への指導、支援
- ・ 被害者、加害者等への指導、支援
- ・ 観衆、傍観者への指導、支援

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察
保護者への経過報告

○ いじめ対策委員会開催

- ・ 校長・教頭・教務
- ・ 児童指導主任
- ・ 養護教諭
- ・ 教育相談担当
- ・ 特別支援教育担当
- ・ 学級担任
- ・ 関係職員
(スクールカウンセラー)

- ・ 保護者への連絡
(複数の教員で丁寧に対応)
- ・ 関係機関への連絡
(必要に応じて
警察・福祉関係
医療関係等)

※ 市教育委員会への報告

- ・ 保護者との連携
- ・ 市教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域との連携
(児童委員・民生委員等)

6 重大事態への対応

◆重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- 相当の期間学校を欠席しているとき
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会への報告、学校組織をあげてその後の調査や対応の相談を行う。必要に応じて、所轄警察等の関係機関に通報し、適切な援助相談を行う

7 保護者への連絡

いじめが確認された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者への支援、助言、情報の提供を行う。

8 学校評価の実施

自己評価、学校評議員会での点検、改善を図る。

①いじめ対策委員会による調査

②保護者への報告

ア、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。

イ、双方の保護者に対し、いじめの早期発見のための協力を依頼する。

③いじめられている児童及び保護者への支援

ア、保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。

イ、二度とこのようなことがないように指導の徹底を図ることを約束する。

ウ、いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守ってやることを約束する。

④いじめた児童への指導及び保護者への助言

ア、いじめた児童に対しては、「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で指導し、反省を促すように指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続して行う。

イ、保護者を召喚し、いじめの概要について説明し、理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

ア、いじめの問題について話し合わせるなど、児童全体が自分の問題として考えさせ、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

イ、はやし立てたりする行為、見て見ぬふりをする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

ウ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう知らせる。

⑥ネットいじめへの対応

ア、ネットいじめを発見した場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除を求める。

イ、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦警察との連携

ア、いじめが、暴力行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携して対処する。

5 重大事態への対応

①加害児童が幾度も同様なこと繰り返す、反省しないなどの場合

市教育委員会との相談、連携しながら学校組織をあげて対応する。

②児童が自殺を企画、重い傷害、金品等の被害、心身の異常を発見した場合

市教育委員会へ報告（電話での報告と文書での報告）

警察との連携（市教育委員会と相談してから）